

# 日本産業の下請関係における 「不公正取引」

——下請代金法違反と苦情紛争処理事例より——

庄谷邦幸

はじめに

1. 最近の下請制をめぐる論議
2. 下請取引適正化のための法制
3. 下請代金支払遅延等防止法の違反事件
4. 下請企業振興協会の苦情紛争処理事例

おわりに

はじめに

最近、日本産業の内部構造——企業間関係、とくに親企業と下請企業との下請関係や、系列化——について、内外からの関心が高まってきている。それらは、高度成長期以降の日本製品の国際競争力の強さの背景に、日本産業における下請生産システムが強く作用しているという仮説ないし分析に基づくものが多い。

しかし、1985年9月のG5以降の急激な「円高」の影響によって、日本産業の下請制は変貌を見せはじめている。したがって、下請関係の実態把握をめぐる議論は複雑化してきている。

このような時期に、本稿は、下請制の実態を取引形態の側面から接近しようと試みるものである。そのため、ここでは、下請法制（下請関係2法）に

関する公正取引委員会調査および中小企業庁調査，さらに大都市経済圏における下請企業振興協会の諸資料を利用し，下請取引形態の問題点——とくに不公正取引の実態——に接近しようと試みた。

筆者は昭和47年から16年間，大阪府下請企業振興協会の苦情紛争処理委員をつとめ，親企業と下請企業との苦情紛争にかかわってきた。その経験に基づき，この16年間の苦情紛争事案の内容の変化を中間総括する必要を痛感した。公的な苦情紛争処理委員として，処理事案の秘密を守る義務（いわゆる守秘義務）を負っており，情報公開についての制約があることは充分認識している。しかし，研究者として，これらの苦情紛争処理事案の理論的な総括は公正取引の推進に役立つと判断した。したがって，公表された資料をできる限り多く利用し，紛争事案については個別企業名は伏せることなど，十分な配慮はしたつもりである。

## 1. 最近の下請制をめぐる論議

本稿では，わが国の下請制研究についての学会展望をおこなう余裕はないが，最近の下請制をめぐる議論の諸潮流の特徴に論及しておかねばならない。

これらの諸潮流を分類する基準としては，従来のように支配従属関係を座標軸にして分類する方法がある。たとえば，支配従属関係を重視し，それを肯定する立場と，他方では，それは解消しつつあるという事実認識に基づいて立論する立場がある。経済法学者の辻吉彦氏は，この座標軸によって次のように分類している。

- (1) 支配従属関係重視論
- (2) 支配従属関係解消論
- (3) 支配従属関係見直し論

この中の(1)の支配従属関係重視論は，さらに(a)下請制の本質は何の変化もないという立場と，(b)産業組織論の領域から，収奪としわ寄せを肯定せざるをえない市場構造を解明する立場に細分される。

つぎに、(2)支配従属関係解消論は、下請企業の技術水準の向上に伴って専門加工企業が層を形成しつつあり、親企業が市場を通じてこれを利用しようになっている事実を重視し、これまで下請制の本質とされてきた支配従属関係は解消の方向に向かっていると見る見解である。

(3)支配従属関係見直し論は、解消論とは異なり、重視論の指摘する問題性を否定せず、それを前提としている。この類型に属する見解には多様なものがあるが、代表的な見解は次のようになる。まず下請制を、企業の内部組織（垂直的統合）と社会的分業（市場を媒介とする結び付き）の中間組織（準垂直的統合）としてとらえ、支配従属関係についても、企業の内部組織なみに利用できる関係、すなわち準垂直的統合の観点からアプローチしている。このような関係は、親企業が生産拡大のためにそれを必要とし、下請企業もそれを選択せざるをえない条件のもとで、経営を維持するために、従属の途を選ぶことによって成立する。

以上が辻氏による支配従属関係を座標軸にした下請制論の分類である。<sup>1)</sup>

辻氏の分類方法とは視角が異なり、取引形態を重視する議論がある。下請制は基本的には低賃金利用方式だとしても、その本質と形態変化を下請単価決定方式に求めようとする分析視角である。それが山本潔氏の下請制研究の整理方法である。この論文の結論部分を紹介しよう。<sup>2)</sup>

山本氏は親企業が内製せずに外注企業を利用している理由は次の4点に集約できると言う。

- ① 下請利用による低コストの追求
- ② 生産量変動の調節弁
- ③ 専門・特別技術の利用
- ④ 最適規模の追求

山本氏によると最近の中小企業庁の諸文献<sup>(注)</sup>では、後二者のみを強調して、

1) 辻 吉彦「経済構造の変化と下請問題」、『公正取引』No. 445 (1987年11月)

2) 山本 潔「中小企業問題に関する一考際—下請単価決定方式を中心として—」、  
東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第39巻第2号 (1987年4月)

「我が国下請企業システム」を「効率的な役割分担のシステム」として、世界に冠たる生産組織として、誇示するのが近年の一般的風潮となってきた。しかしながら、このような下請関係の賛美論は、近年の急激な「円高」の進行によって急速に色あせてきている。とはいえ、今日の中小企業研究にとって必要なことは、かつての通説の如く、①、②の「低賃金」、「調節弁」のみを強調して③、④の基礎にある「最適規模」論を資本主義弁護論として排撃することではない。日本における下請企業の「最適規模」そのものが、下請中小企業の「低賃金」と「調節弁」機能を前提として、成立していることの証明でなければならない。そしてまた、そのことによって、日本における寡占企業を頂点とするピラミッド型の生産機構と、そこにおける企業間の、また労資間の諸関係を、トータルに把握していくことでなければならないと山本氏は結んでいる。

(注) 毎年の中小企業庁編『中小企業白書』は第1部は前年度の中小企業の動向を回顧し、第2部はマクロ的視点からの構造分析をおこなっている。この第2部の構造分析のテーマは毎年異なるが、中小企業に対する認識、分析視角はほぼ共通している。すなわち、日本経済の優れたパフォーマンスとそれを下支えしてきたのは中小企業群であるという理解である。例えば、『昭和59年版中小企業白書』は次のように述べている。

「わが国経済は、戦後、他に類を見ない飛躍的な成長を遂げてきた。それは様々な産業においてなされた地道な努力によるものであるが、中でも各種製造業分野に負うところが大きい。そうした製造業の発展のうえで重要な役割を果たしてきたのは、わが国独自と言はれる重層的な下請分業構造である。

わ国の下請企業は、親企業の要請に応え、正確な納期、高い品質とコスト低減による良好なパフォーマンスを実現し、その専門分野においては大企業をしのぐ生産水準へ到達したのも現れている。こうした下請企業の技術力に裏打ちされた部品や加工等は、完成品の品質や性能を大きく左右し、ひいては産業の競争力に影響を与える大きな要因ともなることから、わが国産業構造の高度化、製品の高付加価値化の進展にともない、下請企業の果たす役割は、今後ますます増大するものと思われる。

これと同じ論旨は昭和62年10月に名古屋で開催された第14回国際中小企業会議での中小企業庁官の基調講演にも見出せる。

## 2. 下請取引適正化のための法制

下請制論議において、上述のような支配従属論的アプローチや産業組織論的アプローチ、適正規模論的アプローチとともに、それらを実証的に裏付ける作業も重要である。すなわち、下請単価がどのようにして決まり、それがどのような水準に決まるか、そのプロセスに迫る必要がある。

とくに、下請取引では、単価、納期、品質が決定的に重要な要素である。しかも、できあがった製品の支払条件がどのようなものであるかは、それぞれの業界の商慣習と、特定の親企業と特定の下請企業との勢力関係によっても決まる。

下請関係において紛争が生じた場合、一般的には取引交渉力の弱い方が「泣寝り」するケースが多い。下請関係適正化の視点から、それらの「不公正取引」に対処するための法制としては、1つには、「下請代金支払遅延等防止法」に基づく公正取引委員会及び中小企業庁の書面調査による「不公正取引」の掘りおこしがあり、もう1つの方策は、「下請中小企業振興法」に基づく都道府県の下請企業振興協会による苦情紛争処理がある。これらの2つのシステムは、それぞれの立法の趣旨が異なるにしても、わが国の下請関係の近代化と適正化に貢献してきている。このシステムの概要と実績を述べるとともに、「不公正取引」の実態や苦情紛争処理の実例から迫ることは、わが国産業の下請関係をある視角から照射することになり、下請制論を多角的に構築するのに役立つであろう。

### (1) 下請代金支払遅延等防止法の概要

下請関係の適正化に関する法律は、先述の通り、独占禁止法の補完立法としての「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定、以下「下請代金法」と略す）と、「下請中小企業振興法」（昭和45年制定、以下「下請振興法」と略す）がある。まず前者の制定の経過と概要を公正取引委員会事務局が編

集した『独占禁止政策三十年史』によって略述したい。

昭和27年の朝鮮戦争休戦後の不況期において、大企業側の下請企業に対する発注量の削減、発注単価の切下げ、支払遅延等によって、下請中小企業は不況のしわ寄せを全面的に受けるようになった。このような状況下、27年3月、経済団体連合会の中小企業対策委員会も、大企業側の支払の促進、中小企業に対する融資の充実等を中心とする緊急対策を発表しなければならなかったが、政府としても、同年12月12日次官会議で、官公需を中心に下請代金の支払を促進する決定をおこなった。

一方、昭和27年当時においては、占領政策の見直しとして、独占禁止法を大幅に緩和する改正法案が検討されており、その一環として、同法の第8条（不当な事業能力の較差の排除）の規定は、わが国経済の現状にそぐわないものとして削除することとされていた。また、それによって生じる弊害等に対しては、従来の「不公正な競争方法」の名称を「不公正な取引方法」と改めるとともに、第2条第7項第5号に「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」という類型を新設することにより規制することにした。改正法案は昭和28年改正法として成立したが、前述の取引上の地位の濫用規定の適用対象として具体的に想定されていた行為は、当時問題となっていた百貨店の納入業者に対する不当返品等の行為のほか、親事業者の下請代金の支払遅延、不当な下請代金の減額などであった。

公正取引委員会は、28年9月、28年改正法第2条第7項に基づき、不公正な取引方法の一類型として、「自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること」（一般指定の10）を指定した。

ほぼ同じ頃、すなわち昭和28年6月、公正取引委員会は、機械、自動車、兵器等の10業種（親事業者37および下請工場600）について、代金支払状況の調査を実施していたが、この調査結果に基づき、同年12月8日、横田公正取引委員会委員長名によって、下請代金の支払遅延は独占禁止法第19条違反

であり、支払遅延がみられる親事業者については事態の改善方を図らせる旨を公表し、同年末から10企業を対象として代金支払状況改善の指導を行った。しかし、その後、国会、政府部内、中小企業団体等から、下請代金の支払遅延の取締りをより一層強力にするようにとの要望が強くなってきたため、公正取引委員会は、昭和29年3月30日、「下請代金の不当な支払遅延に関する認定基準」を公表し、これに基づいて下請代金の支払遅延の問題を処理することとした。この基準は、前述の一般指定の10を下請取引にあてはめて、より具体的な違法類型を示し、事案処理の迅速化を図ったもので、下請代金法の原型となったものである。

(注) 下請代金の不当な支払遅延に関する認定基準

- 1 機械器具又は武器の製造、修理を行なう事業者（親企業という。）がその製品（修理品を含む。）の一部又は全部について製作、加工、組立、工事、修理等を下請業者に行なわしめる場合において、親企業が、下請業者からの納品等給付を受けたものについて検査を完了した日（納品等給付をうけた日から原則として10日以内に検査を完了するものとする。）から30日以内に、親企業の経営の状況その他の事情から見て支払能力があるにもかかわらず、下請業者に対し、下請代金を現金又はこれに準ずる確実な支払手段で支払わないこと。
- 2 親企業が下請取引にかかわる納品等給付をうけた後において、親企業が、下請代金の速やかな支払を条件として、下請業者に対し既定の単価の値引きを強要すること。
- 3 下請業者が下請代金の速やかな支払を要求した場合において、親企業が当該要求を理由として、下請取引にかかわる納品を返品し、又は以後の下請取引を停止し、その他下請業者に対し著しく不利益な取扱をすること。

公正取引委員会は昭和29年度から、この「認定基準」を基に、調査件数を拡大しつつ、主として代金支払の遅延防止のため、独占禁止法を運用した。この年度には15業種 133 親企業を調査して13親企業に対して支払の改善を行わせ、翌30年度においては17業種 149 親企業を調査して30親企業に対して支払の改善方を指導した。

公正取引委員会が「認定基準」によって下請代金の支払促進を図った昭和29～30年度において、一部では支払状況の改善が行われたが、一般的には見

るべき成果が挙げられたとはいえなかった。

このような時期に、日本社会党が、昭和30年の第22回国会に、「下請関係調査法案」を提出した。この法案は、機械、印刷、建設業等、当時下請代金の支払が遅延しがちであった業種について、親事業者と下請事業者との取引を文書契約によらせるとともに、検収後60日以内に代金を支払わせることとし、代金支払について紛争が生じたときは公正取引委員会があっせんして解決を図ること等を骨子としたものであったが、成立しなかった。

政府においても、下請問題の積極的な解決を図るため、公正取引委員会及び中小企業庁が中心になって検討を重ねた結果、下請取引については、その特殊性にかんがみ、独占禁止法による規制では十分ではないので特別法を設けて規制する方がより有効であるという結論となり、第24回国会に「下請代金支払遅延等防止法」を提出することになった。

「下請代金法」は、現在まで数次にわたる改正を経て内容も強化され、より複雑なものになってきているが、昭和31年に提出された法案は次のような特徴点をもつ。

(1) 取引関係の明確化……親事業者は、取引にあたり、下請代金等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付するという義務を課する。

(2) 親事業者の遵守事項の明確化……親事業者は、不当な受領拒否、下請代金の支払遅延、不当な下請代金の減額及び不当返品をおこなってはならない。

(3) 監視体制の強化……下請取引に関する違法行為については、下請事業者からの申告、親事業者間の相互監視のいずれも期待できないので、公正取引委員会、中小企業庁長官、主務大臣に立入検査権を認めるとともに、中小企業庁長官に公正取引委員会に対する下請代金法上の措置請求権を認め、政府が積極的に下請問題の解決に当たることとした。

(4) 勧告制度の採用……遵守事項を守らない親事業者に対しては、独占禁止法による審査審判手続と並んで、勧告という行政措置をとり、親事業者が



自主的に違反状態の改善に努力する機会を与えて、事案を迅速かつ円滑に処理できるようにしている。

この「下請代金法」は、政府原案通り可決、成立し、昭和31年6月1日公布、7月1日に施行された。

その後の「下請代金法」の改正や基準設定等を列挙すると次の通り。

昭和37年6月の一部改正……下請代金の支払期日が給付の受領の日から60日以内と定められ、60日を経過してなお支払っていない場合には遅延利息を支払うこととされた。さらに、親事業者の遵守事項（買ったたき、強制購入、及び報復措置の禁止）が追加された。

昭和38年8月の一部改正……(1)下請事業者となり得る者の資本金の上限を1,000万円から5,000万円に引き上げた。(2)下請取引の範囲を資本金5,000万円超の事業者が資本金5,000万円以下の事業者に、また資本金1,000万円超5,000万円以下の事業者が資本金1,000万円以下の事業者に製造・修理委託する場合の二段階とした。

昭和40年7月の一部改正……親事業者の遵守事項（有償支給原材料等の対価の早期決済及び割引困難な手形の交付の禁止）の追加及び下請代金法第3条の書面の交付義務違反に対する罰則新設等。

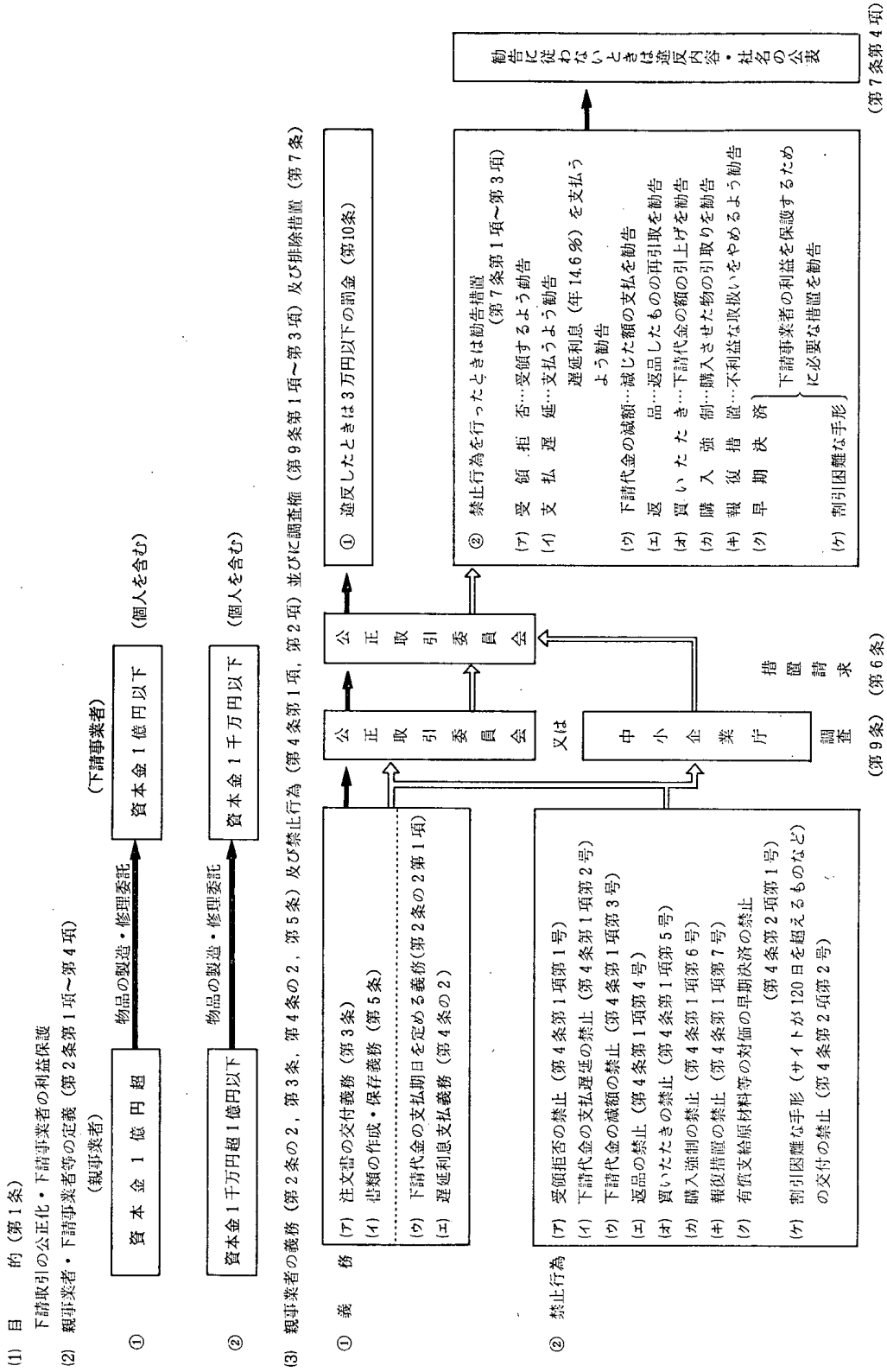
昭和47年4月「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」設定……建設業法に下請代金の支払遅延等の防止規定が新設されたことに伴い、建設業の下請取引における独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為を明確化した。

昭和48年11月の一部改正……下請事業者となり得る者の資本金の上限を5,000万円から1億円に引き上げた。

昭和55年4月、「下請代金法第4条第1項第3号、第4号及び第5号に関する運用基準について」設定……親事業者による下請代金の減額、返品及び買ったたきに該当する行為を例示により明確化した。

昭和61年4月、下請代金法第3条の書面の記載事項に関する規則、第5条の

図1 下請代金法の概要



### 書類作成・保有に関する規則の改正

昭和62年4月、下請代金法第4条第1項に関する新しい運用基準の大幅改訂をおこなった。「下請代金法」の全体の枠組みを図示したものが図1の通りである。

### (2) 下請中小企業振興法の概要

この法律は、中小企業近代化促進法、繊維工業構造改善臨時措置法、特定機械情報産業振興臨時措置法などと並んで中小企業等の助成法としての性格をもつ法律群の1つである。すなわち、この法律は、親事業者の協力の下に、下請企業自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう体質を根本的に改善し、下請性を脱して独立性のある企業に育つことを目的としている。したがって、「下請代金法」が規制法規であるのに対し、この法律は下請関係の近代化促進を前面に打ち出している。この法律は次の3つの柱からなっている。

第1は、下請企業振興協会による取引あっせん等である。各都道府県の協会は各地方自治体の支援のもとに、下請取引の円滑化を図るため、下請取引のあっせん、苦情紛争の処理、情報の収集及び提供等の事業を行っており、取引あっせんでは他府県にまたがる広域あっせんもおこなっている（昭和54年度に都道府県下請企業振興協会の中核機関として、全国下請企業振興協会が設立された）。

第2は、下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定と、それに定める事項についての指導及び助言である。

第3は、下請事業者の組織する事業協同組合がその親事業者の協力を得ながら作成し、推進する振興事業計画制度である（昭和62年8月現在、金属工作機械製造業、重電機器製造業、家電機器製造業、自動車及び同部品製造業、船舶及び船舶用機関製造業の5業種が指定されている）。

この下請中小企業振興法が具体的に実施に移される段階で、この法案成立

時の衆参両議院での附帯決議は重要な意義をもっている。たとえば、下請企業振興協会の機構の拡充強化もうたわれている<sup>(注)</sup>。

(注) 〔参議院〕

下請中小企業振興法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当り、次の諸点に留意すべきである。

1. 逐次適用業種の拡大に努めるとともに、振興事業計画の作成等について十分な行政指導を行なうこと。
1. 下請企業振興協会の機構を拡充強化するとともに、下請取引に関する紛争については、十分な調整機能をもち得るよう改組すること。
1. 下請中小企業に対する税の減免ならびに金利及び償還期限等の融資条件の緩和について特別の措置を講ずること。
1. 下請代金支払の適正化を期するため、公正取引委員会事務局その他関係機関の機構、人員、予算等の充実を図ること。

右決議する。

〔衆議院〕

下請中小企業振興法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1. 振興基準の作成、振興事業計画の承認等に当たっては、下請中小企業の自主性の確保について十分配慮するとともに、振興事業計画を実施する下請中小企業者が、必要に応じ自由に他の親事業者とも振興事業計画を実施することができるよう指導すること。
2. 親事業者に対して、下請中小企業の組織化・近代化について積極的に協力するよう指導するとともに、発注量、発注単価、代金の支払方法、製品の検収等下請取引について、適正な慣行を樹立することにより、その改善を図るよう指導すること。
3. 下請企業振興協会の機構を拡充強化し、各協会間の連絡の緊密化を図る等下請取引のあっせん機能の向上に努めるとともに、下請取引に関する紛争については、十分な調整機能をもち得るよう下請企業振興協会を改組すること。
4. 下請中小企業振興貸付の貸付枠の拡大、金利の引下げ及び償還期間の延長を図るほか、中小企業振興事業団資金の優先活用等により、振興事業計画の実施に支障を生ずることのないよう十分配慮するとともに振興事業計画にもとづき下請中小企業者が設置する設備について、税制上の優遇措置を講ずること。
5. 下請中小企業協同組合の連合会について、その育成強化を図ること。

また、「下請振興法」の適用範囲は「下請代金法」と異なる部分があるので留意しておかねばならない。

「下請振興法」では、「親事業者」を資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が、自己より小さい中小企業者に対し、次の行為を委託することを業として行うものとし、一方「下請事業者」を資本金等が自己より大きいものから委託を受けて次の行為を業として行う中小企業者と定義している。

①その者が業として行う販売又は業として請負う製造（加工を含む、次下同じ）の目的物たる物品又は半製品、部品、附属品、若しくは原料品の製造。

②その者が業として行う販売又は業として請負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品、若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造又は修理。

この定義は、「下請代金法」と次の3点において異なっている。

第1は、企業規模の大小関係の決め方である。「下請代金法」は規制法であるところから、その対象を限定する必要があるのに対し、「下請振興法」は支配従属の関係にあるため体質改善を進めにくい下請企業の振興を図っていかうとするものであるから、2次下請、3次下請も含み、資本金等で大小関係のあるすべての取引（ただし、下請事業者は中小企業に限定）を対象としている。

第2は、法の適用範囲の違いである。まず下請代金法では、親事業者が使用し又は消費する物品に関しては、自ら製造し、又は修理している場合についてのみ適用がある。また下請代金法では、修理業者が親事業者となる場合があるのに対して、下請振興法では修理業者は親事業者にならない。

第3は、下請代金法では、規制法規としての性格上、1回限りの委託もその対象となるが、下請振興法では、「委託することを業として行う」と規定しているように継続的な委託関係にあるものだけが対象となる。

下請振興法では、前述の通り、下請中小企業の振興について、下請企業と親企業がめざすべき方向を定めた「振興基準」を策定・公表することになった

ている。この「振興基準」については、昭和46年3月12日に策定されたが、最近の情報化、国際化、親企業の合理化等の進展を踏まえ、昭和61年6月11日に大幅に改正された。

この「振興基準」は一般的な基準であり、業種、業態を問わずすべての下請事業者・親事業者に適用される基準であり、両者が努力すべき事項が規定されている。その主要内容は次の通り。

(イ) 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善（詳細な説明は省略）。

(ロ) 親事業者の下請事業者に対する発注分野の明確化及び発注方法の改善……親事業者は、下請事業者に対し一定期間にわたる発注分野（内外製の区分）を明確にするとともに、長期発注計画を提出するものとする。また、発注契約の長期化、発注の安定化、納期の適正化、発注事務の円滑化、発注内容の明確化に努めるものとする。さらに、取引停止又は大幅な取引減少をしようとする場合は、相当の猶予期間をもって事前に予告するとともに、著しい影響を与えないよう配慮するものとする。

(ハ) 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化（詳細は省略する）。

(ニ) 単価の決定方法、納品の検査の方法、その他取引条件の改善……取引単価は、合理的な算定方式に基づき下請事業者と親事業者が協議して決定することとし、納品の検査についても必要な事項をあらかじめ両者が協議して決めるものとする。原材料の支給、設備の貸与についても同様である。また親事業者は下請代金の支払をできるだけ早くし、現金比率を多く（少なくとも、賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする）するとともに、手形サイトを短くするよう努めるものとする。とくに、いわゆる一括支払方式を用いる場合には下請事業者の自主性を尊重するとともに、取引条件が従来より不利とならないようにする。

(ホ) 下請事業者の組織化の推進（説明は省略）

(ハ) その他下請企業の振興のために必要な事項……継続的取引については基本契約を締結すること、公害の防止及び安全衛生の確保に十分配慮すること等がうたわれている。さらに、親企業の海外進出、部品等の輸入拡大等の国際化、事業の合理化の進展及び円高等の経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮を行うものとする。

このように、「振興基準」は親企業、下請企業が努力すべき規範が抽象的に述べられており、その方向性を示したものといえよう。

### 3. 下請代金支払遅延等防止法の違反事件

公正取引委員会は、下請代金法が制定される以前は、主として独占禁止法に基づいて、昭和28年以降親企業に対し予備調査を行い、これらの中から下請代金の支払遅延等がみられる親事業者を選定して精密調査を実施した上、行政措置をとってきた（表1参照）。

表1 調査対象及び措置件数

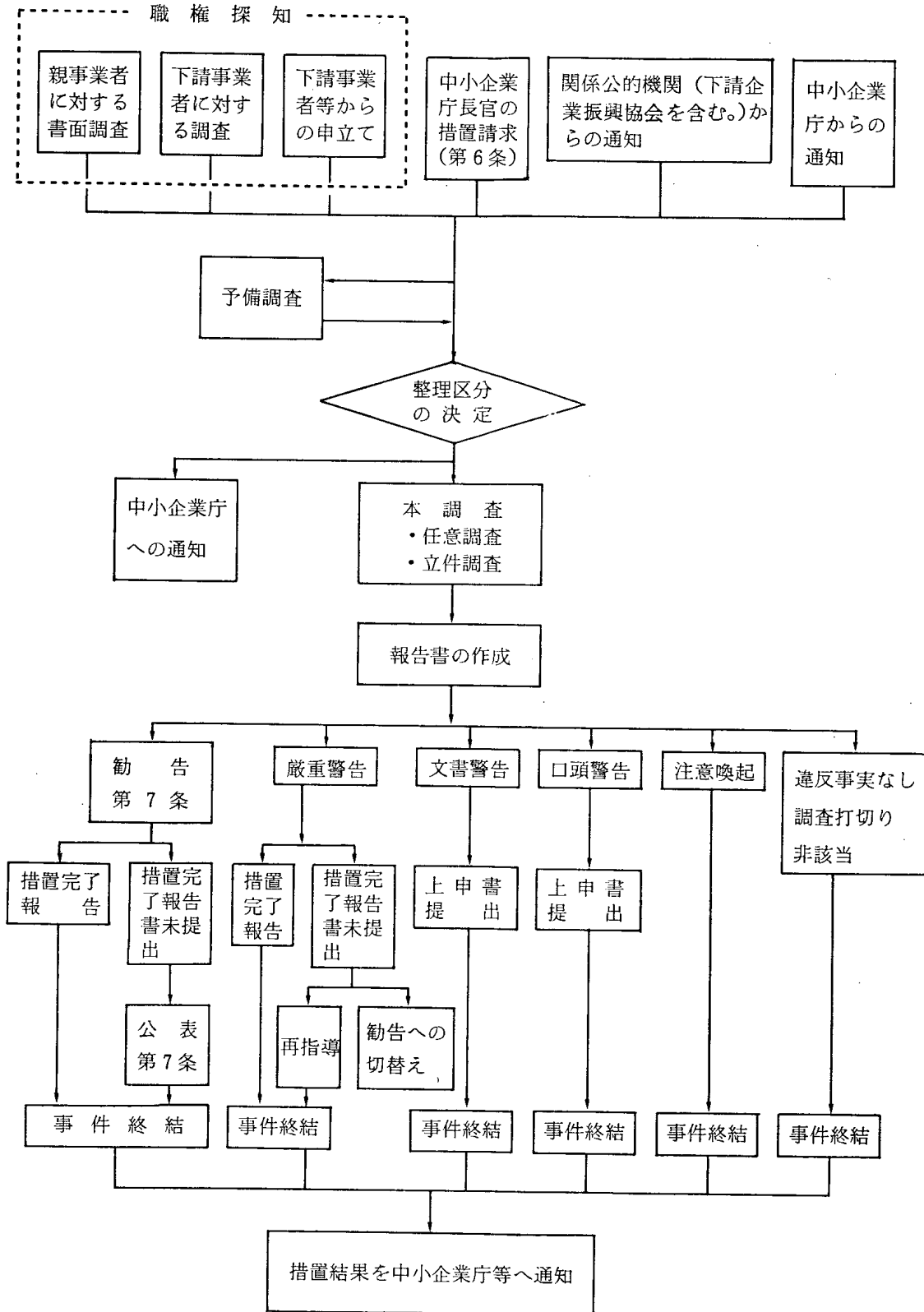
年 度 別	予備調査件数	精密調査対象件数	措置（勧告）件数
昭和28年度	37	10	10
29	133	15	13
30	149	44	30

(注) 勧告とは、違反の認められた親事業者に対して、その改善を求めるための行政指導による措置である。

下請代金法制定後は書面調査数も増加し、昭和31年親事業所 304、昭和34年には986事業所、4年間で延べ2,782事業所に達した。このうち立入検査を要すると認められたものは16%にあたる449事業所もあり、下請事業者からの申告も65件に達した。立入検査完了後、25の事業所について勧告し、284事業所については改善のための行政指導をおこなっている。

この頃は、景気の引締め策がとられると、親企業のうちに、下請代金の支払遅延又は長期手形の交付等により、自己の資金操りの困難を不当に下請事業者に転嫁するものが急増した。

図2 公正取引委員会による「下請代金法」違反事件処理手続





下請代金法制定後、公正取引委員会は中小企業庁の協力を得て書面調査数を徐々に増加し、下請代金法違反行為の発見に努めている。現在では1,000万円超の製造業の親事業者のすべてに対し、毎年書面調査を行うことを原則としている。また、下請事業者に対する書面調査は、昭和47年度以前にも随時行ってきたが、昭和48年度以降は毎年定期的に実施するとともに、書面調査対象を年々拡充している（昭和59年以降は、親事業者に対する書面調査により提出された下請事業者名簿を基に、毎年その4分の1ずつを書面調査の対象とし、4年間で全数を調査することになっている）。

書面調査対象の拡充により、下請代金法違反事件数も年々増加している（表2参照）。昭和31年度から61年度までの31年間に勧告359件、警告等18,823件、合計19,182件に上っている。公正取引委員会としては、違反事件の処理に当たっては、まず、親企業の自主的な改善を促すことにしており、自主的な改善を促しても従わない場合、手形サイトが180日を超える長期手形を交付した場合や、納品締切後2ヵ月を経過しても下請代金を支払わない場合には勧告措置をとり、その他の事件については警告することになっているという。下請代金法上の調査を開始すると、親事業者は違反事実を認め、自主的に改善する例が多く、勧告事件は減っている。

昭和30年代は支払遅延事件（下請代金を受領後60日以内に支払わないもの）が中心であったが、昭和40年代は、昭和40年7月に下請代金法第3条の書面交付義務違反に対して罰則規定が新設されたことに伴い、監視を強めた結果、書面不交付・不備事件が半数を占め、残り半数を支払遅延事件と長期手形（手形サイトが120日を超える手形）交付事件が占めるようになった。昭和50年代に入っては、下請代金法第3条の書面不交付・不備事件、長期手形交付事件は依然として多いが、支払遅延事件は相対的に減少する反面、石油危機による企業の合理化要請の高まりを反映して、下請代金の減額事件（下請事業者の責任がないのにあらかじめ定めた下請代金を減ずるもの）等が増加しつつある（表3参照）。

表2 下請代金法による書面調査発送数と、違反事件新規発生数及び処理件数の推移

年度	書面調査発送数		新規発生件数		処理件数				計
	対象親事業者数	対象下請事業者数	うち書面調査	うち申告	うち中小企業庁長官からの措置請求	勧告	措置	不問	
31	(事業所) 304	(社)	(事業所) 81	(社) 20	(社) 0	(社) 0	(事業所) 19	(事業所) 46	(事業所) 65
32	723		151	21	0	0	73	37	123
33	769		182	21	0	0	110	39	154
34	986		100	3	0	0	82	37	126
35	1,214		110	5	0	0	38	20	58
36	1,514		166	10	0	0	62	33	95
37	1,803		294	33	0	0	149	35	196
38	1,800		236	17	0	0	182	55	259
39	2,004		249	17	14	14	180	104	298
40	2,554		471	23	31	15	193	93	301
41	2,631		575	15	19	14	299	111	424
42	5,512		691	12	10	5	459	97	561
43	6,030		421	7	0	9	416	171	596
44	6,684		531	6	0	26	447	231	704
45	7,214		437	5	2	52	354	80	486

日本産業の下請関係における「不公正取引」

46	8,451		623	609	9	5	56	432	56	544
47	8,751		692	690	2	0	41	485	99	625
48	10,039	2,915	709	707	2	0	17	569	130	716
49	10,045	3,808	749	739	5	5	4	542	296	842
50	12,007	4,861	1,057	1,029	10	18	6	686	269	961
51	12,171	6,325	1,253	1,220	15	18	12	906	255	1,173
52	12,315	7,247	1,488	1,391	38	59	15	1,097	191	1,303
53	10,973	10,663	1,165	1,050	35	80	7	916	406	1,329
54	12,007	11,546	1,267	1,242	16	9	2	746	146	894
55	13,490	21,785	1,181	1,126	20	35	0	921	436	1,357
56	13,668	18,091	1,175	1,158	9	8	1	932	252	1,185
57	16,026	20,532	1,354	1,331	19	4	4	1,014	271	1,289
58	16,346	23,138	1,441	1,413	15	13	0	1,119	317	1,436
59	15,959	66,579	1,482	1,458	24	0	0	1,224	693	1,917
60	16,095 (9,574)	48,031	3,039 (1,601)	3,008 (1,570)	— (31)	— 0	— 0	2,243 (1,512)	— 159	— (1,671)
61	18,954 (9,559)	52,105	2,759 (1,477)	2,708 (1,426)	— (51)	— 0	— 0	1,928 (1,242)	— 155	— (1,397)

(注) 昭和59年度までは原則として事業所ベース、昭和60年以降の親事業者調査の( )内数字は企業ベース。  
 (資料) 公正取引委員会編『昭和62年版・公正取引委員会年次報告』昭和62年。

表3 下請代金法違反行為態

年 度		事 業 所					
		47	48	49	50	51	52
実 体 規 定 違 反	違反行為態様						
	支 払 遅 延	189 (37.0)	258 (46.8)	243 (45.5)	283 (37.1)	358 (42.3)	386 (43.7)
	有償支給原材料等の対価の早期決済	27 (5.3)	53 (9.6)	38 (7.1)	35 (4.6)	19 (2.2)	24 (2.7)
	長期手形の交付	281 (55.0)	236 (42.8)	235 (44.0)	438 (57.4)	465 (54.9)	445 (50.4)
	受 領 拒 否	}					
	下請代金の減額						
	返 品						
	買 いた た き						
	購 入 強 制						
	小 計						
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備	}					
	書類不保存等						
	虚偽報告等						
	小 計	446	481	399	346	869	1,279
合 計 (注2)		957	1,032	933	1,109	1,716	2,162

(注) 1 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数, 昭和60年度以降は企業ベースの件数であ

2 1事件当たり2以上の違反を行っている場合があるので, 合計欄の数字と表2の「措置

(資料) 公正取引委員会『昭和62年版公正取引委員会年次報告』

様別措置件数の推移

〔( )内は%〕

ベ　　ー　　ス								企業ベース	
53	54	55	56	57	58	59	60	(注1) 60	61
251 (40.5)	172 (38.9)	217 (34.2)	189 (31.4)	196 (29.7)	212 (29.6)	233 (24.8)	321 (22.6)	230 (21.7)	163 (19.3)
56 ( 9.1)	16 ( 3.6)	40 ( 6.3)	38 ( 6.3)	96 (14.5)	77 (10.8)	74 ( 7.9)	20 ( 1.4)	13 ( 1.2)	25 ( 3.0)
287 (46.4)	240 (54.3)	359 (56.6)	297 (49.4)	306 (46.3)	302 (42.2)	355 (37.8)	681 (48.0)	553 (52.1)	352 (41.6)
			0 ( - )	1 ( 0.2)	1 ( 0.1)	13 ( 1.4)	23 ( 1.6)	13 ( 1.2)	28 ( 3.3)
			73 (12.1)	55 ( 8.3)	116 (16.2)	201 (21.4)	277 (19.5)	188 (17.7)	157 (18.6)
25 ( 4.0)	14 ( 3.2)	18 ( 2.8)	2 ( 0.3)	2 ( 0.3)	3 ( 0.4)	36 ( 3.8)	12 ( 0.8)	8 ( 0.8)	19 ( 2.2)
			2 ( 0.3)	1 ( 0.2)	2 ( 0.3)	2 ( 0.2)	29 ( 2.0)	20 ( 1.9)	51 ( 6.0)
			0 ( - )	4 ( 0.6)	3 ( 0.4)	24 ( 2.6)	55 ( 3.9)	36 ( 3.4)	51 ( 6.0)
619 (100.0)	442 (100.0)	634 (100.0)	601 (100.0)	661 (100.0)	716 (100.0)	938 (100.0)	1,418 (100.0)	1,061 (100.0)	846 (100.0)
			655	702	814	667	1,381	879	719
876	618	686	55	87	135	114	12	10	45
			20	11	2	6	2	1	1
876	618	686	730	800	951	787	1,395	890	765
1,495	1,060	1,320	1,331	1,461	1,667	1,725	2,813	1,951	1,611

る。なお、昭和60年度は事業所ベースの件数と企業ベースの件数を併記した。件数」とは一致しない。

表4 下請代金法の都道府県別違反態様

都道府県	受領拒否	減額	返品	買いたたき	購入強制	支払遅延	早期決済	長期手形	3条違反	5条違反	報復の措置 その他	措置件数
北海道	0	2	0	3	2	2	0	5	16	6	0	24
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
岩手県	0	2	0	0	1	1	1	0	4	0	0	7
宮城県	0	0	0	1	0	3	0	2	5	1	0	9
秋田県	0	1	0	1	0	2	0	0	3	1	0	5
山形県	0	1	0	1	0	4	1	2	5	1	0	13
福島県	0	2	0	1	1	7	1	1	8	1	0	14
茨城県	0	2	0	0	0	2	0	3	3	0	0	10
栃木県	1	0	0	1	1	2	0	4	5	1	0	11
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	9
埼玉県	2	5	2	1	1	3	1	19	16	0	0	40
千葉県	0	0	0	0	1	2	0	6	9	0	0	17
東京都	13 (4.1)	42 (13.2)	4 (1.3)	20 (6.3)	19 (6.0)	43 (13.6)	6 (1.9)	84 (26.5)	172 (54.3)	6 (1.9)	0	317 (100.0)
神奈川県	1	9	0	3	4	12	0	25	21	2	0	58
新潟県	0	0	0	0	0	1	0	6	4	0	0	10
富山県	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	10
石川県	0	1	1	0	0	2	0	4	2	0	0	8
福井県	0	3	1	0	0	2	0	6	11	1	0	19
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	5
長野県	1	2	1	0	1	8	1	12	10	0	0	26
岐阜県	0	1	1	0	0	4	1	8	22	1	0	26
静岡県	1	5	0	0	1	3	3	7	28	1	0	39
愛知県	4	12	0	6	2	10	0	16	52	3	0	80
三重県	0	1	0	0	0	1	0	2	6	0	0	7

(注) 件数は企業ベースであり、本社所在地でとして区分したものである。( )の数字は構成比。

## 別事件処理件数（昭和61年度）

（単位：社）

都道府県	受領拒否	減額	返品	買ったたき	購入強制	支払遅延	早期決済	長期手形	3条違反	5条違反	報復の措置他	措置件数
滋賀県	0	1	0	1	0	0	0	2	9	0	0	11
京都府	0	3	2	0	2	5	0	14	24	0	0	37
大阪府	0	30 (16.0)	4 (2.1)	2 (1.1)	7 (3.7)	16 (8.6)	3 (1.6)	47 (25.1)	114 (61.0)	1 (0.5)	0	187 (100.0)
兵庫県	1	3	2	2	0	1	0	14	26	0	0	40
奈良県	0	1	0	0	1	0	0	4	2	0	0	6
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	6
鳥取県	0	0	0	1	1	0	0	2	3	0	0	4
島根県	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
岡山県	2	3	1	3	1	3	0	5	10	4	0	20
広島県	0	3	0	1	3	1	1	6	18	4	0	29
山口県	0	0	0	0	0	1	0	2	3	1	0	6
徳島県	0	4	0	0	0	2	1	2	7	0	0	10
香川県	1	7	0	0	1	10	3	6	31	1	0	34
愛媛県	0	2	0	0	0	3	1	6	13	0	0	20
高知県	0	1	0	0	0	1	1	0	4	0	0	6
福岡県	0	5	0	0	0	3	0	9	16	4	0	27
佐賀県	0	1	0	1	0	0	0	2	4	0	0	7
長崎県	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	5
熊本県	0	0	0	1	0	1	0	0	6	2	0	9
大分県	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4
宮崎県	1	1	0	1	1	1	0	0	2	0	0	2
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	4
計	28	157	19	51	51	163	25	352	719	45	1	1,242

この下請代金の減額事件に関連して昭和61年度中に親事業者 106 社が総額 5 億 8,493 万円を延べ 1,185 社の下請事業者に返還した。また支払遅延が認められた親事業者 37 社が 215 社の下請事業者に総額 2,489 万円の遅延利息を支払い、さらに、買ったたきが認められた親事業者 1 社が 16 万円を下請事業者 1 社に支払った。

昭和61年について、下請代金法違反事件を都道府県別、態様別にみると（表 4 参照）、東京都 317、大阪府 187、愛知県 80 と本社所在地や下請取引の多い大都市圏に集中している。東京都と大阪府を違反行為の態様別件数で比較すると、大阪府が東京都より相対的に多い違反行為は、減額、3 条違反（発注書面不交付・不備）で、逆に、東京都の方が大阪府より相対的に多いのは、買ったたき、購入強制、支払遅延、長期手形等である（1 事件で 2 つ以上の違反を行っている場合があるので、態様別件数の合計は「措置件数」を上廻る。したがって、態様別件数の構成比は 100 % を上廻る）。

#### 4. 下請企業振興協会の苦情紛争処理事例

「下請中小企業振興法」（昭和45年12月18日成立）の制定趣旨は、前述の通り、「親企業の協力のもとに、下請中小企業の体質を根本的に改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育てあげる」ことにある。そのために、この法律は次の 3 つの柱からなっている。

- (1) 下請企業振興協会の充実・強化。
- (2) 下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定。
- (3) 下請事業者の組織する事業協同組合が作成し、推進する振興計画制度。

この 3 本柱の 1 つである下請企業振興協会は、都道府県や国の支援のもとに、下請取引の円滑化を図るため、下請取引のあっせん、苦情紛争の処理、情報の収集及び提供等の事業をおこなっており、47 都道府県に設置されている。ここでは、東京都および大阪府における苦情紛争の処理の方法と事例に



しぼって議論をしたい。

ここで、下請関係2法と地方自治体の下請企業振興協会との関係にふれておかねばならない。

下請取引の上で発生する苦情紛争等の処理については、昭和31年より45年までは「下請代金支払遅延等防止法」の運用により、下請取引の公正を図るため、公正取引委員会および中小企業庁が、その指導監督にあたっていたが、「下請中小企業振興法」（昭和45年12月）の制定に伴い、この法律で「下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決について、あっせん又は調停を行うこと」と定められ（同法11条の2）、新たにその機関として下請企業振興協会がその処理を行なうこととなった。それ以来、各地の下請企業振興協会は、法の定めにより、紛争処理委員会を設置し、その業務を実施している。

#### (1) 東京都中小企業振興公社の苦情紛争処理事例

東京都は、昭和41年7月に、「下請取引に関するあっせん、指導を通して、下請取引の適正化と下請企業の安定化を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的として」財団法人東京都下請企業振興協会を設立した。さらにこの協会は、近年における技術革新の進展に対処して、中小企業者が新鋭設備の導入を容易にするため、昭和58年度より設備貸与事業を開始し、中小企業の設備の近代化を図る目的を加え、財団法人東京都中小企業振興公社に名称を変更した。この公社の事業内容は次の通り。

##### (a) 下請企業振興事業

###### (ア) 下請取引あっせん事業

(イ) 指導事業……相談指導、移動相談、下請取引改善指導、苦情・紛争の処理。

(ウ) 調査広報事業……下請取引条件等実態調査、取引あっせん効果分析調査、下請取引動向調査。

(エ) 工場移転関連指導事業。

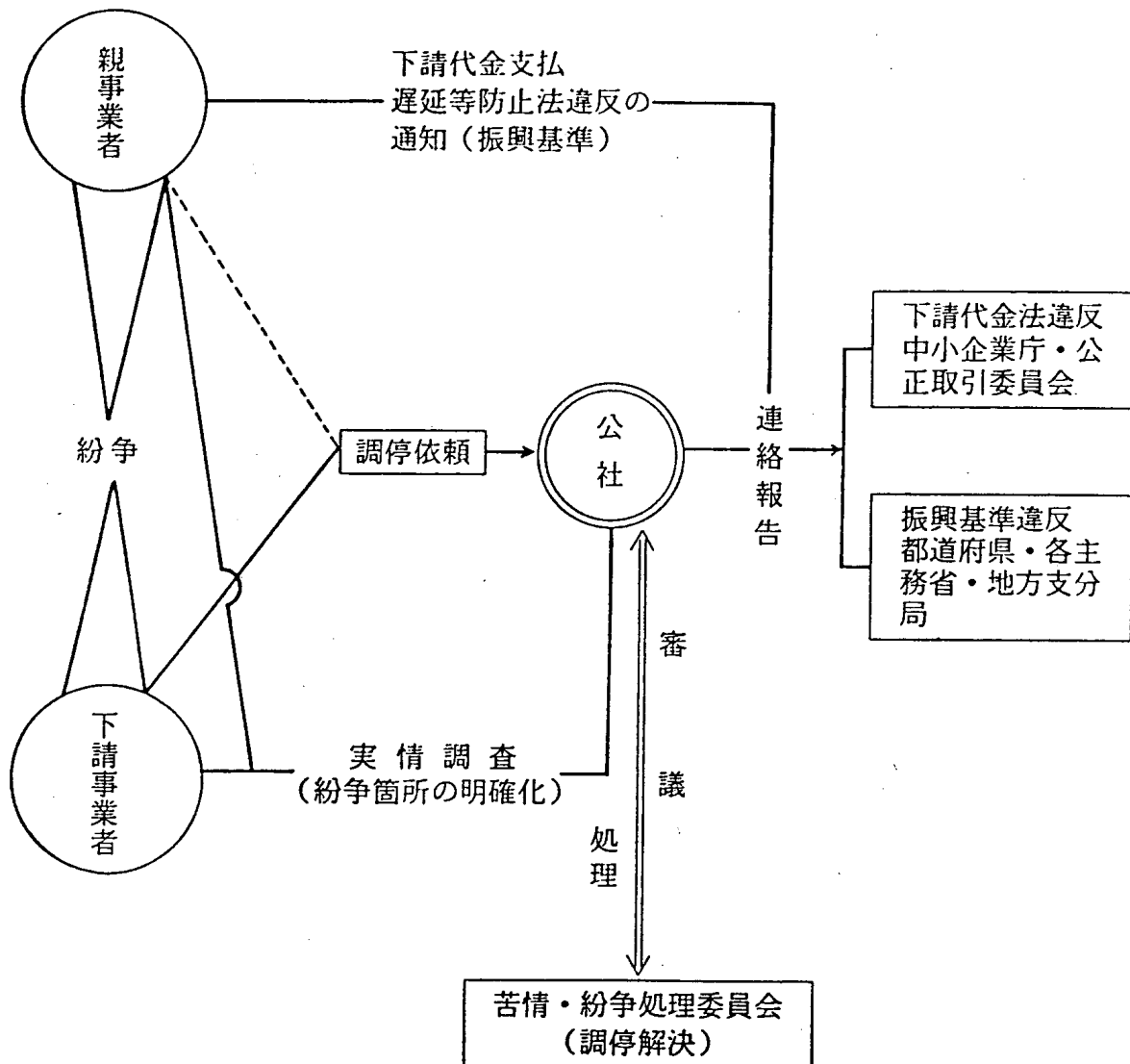
## (b) 設備貸与事業（詳細は省略）

したがって、東京都の公社では、下請取引の指導事業の一部として苦情紛争処理をおこなっている。苦情紛争処理のしくみは図3の通りである。

東京都では昭和46年4月より、苦情紛争処理業務をおこなってきたが、当初の3年間（昭和46・47・48年度）の実績から概観しよう。

苦情紛争の取扱い実績は99件で、うち調停50件、相談指導により処理したものの49件となっている。この99件の苦情紛争の発生原因別にみると、下請代

図3 東京都中小企業振興公社の苦情・紛争処理のしくみ



金支払遅延による売掛代金の回収難が最も多く（23.2%）、次いで、納品後における不良品発生を理由とした不良品の処理方法（不良品の経費負担割合をめぐるものを含む）および不良品の発生に伴う損害賠償をめぐる苦情紛争（14.1%）、下請取引の契約に係わる苦情紛争（12.1%）、追加発注に係わる苦情紛争（10.1%）などの理由が高いウェイトを占めている。

その他、親企業の倒産に伴う下請代金の回収問題、環境激変による予告なしの取引中止、発注品の跡切り問題をめぐるもの等多様である。

苦情紛争処理実績を業種別にみると、一般機械器具製造業が最も多く（23.5%）、次いで電気機械器具（13.1%）、一般土木建築工事業（13.1%）、電気工事業（9.1%）、繊維製品製造業（7.1%）、出版・印刷・同関連産業（6.1%）が目立っている。

苦情紛争当事者の資本金規模をみると、両当事者が資本金1,000万円未満の企業割合が過半数を占め、下請取引をめぐる苦情紛争は「下請代金支払遅延等防止法」に定める資本の額の規定の枠以下であることを顕在的に物語っている。

上述の実績にもとづき当時の東京都下請企業振興協会は「苦情紛争処理上の問題点」として次のように指摘している。

第1は、現在協会の主要な対象業種である製造業に対し、各種工事業や出版印刷および各種サービス業の企業割合がかなり高いウェイトを占めていること、および紛争両当事者の資本金額が「下請代金支払遅延等防止法」に定められた規制対象以下の企業規模間で多発していることが指摘される。

第2に、紛争両当事者間における下請取引上の問題点としては、親企業の遵守事項の違反がある。すなわち、下請取引に関する文書交付義務の不履行や値引き要求等の不公平な取引が跡をたたず、今後、公正明朗な下請取引関係が確立するためには、親企業の下請取引の改善努力と理解が要望され、さらに行政庁を含む協会等指導機関の下請取引に関する適正化指導の強化を図ることが必要であると述べている。

一方、下請企業側においても、紛争発生前において、下請取引に関する『不利の補正』の各種施策に対する理解と検討が求められ、下請取引に積極的に取り組むことが必要であると指摘している。

「昭和49年度苦情紛争処理事例集」によると、(1)昭和48年度の苦情紛争件数37に対比し、急増し、申し出件数は89件におよび、(2)苦情紛争の発生原因にも変化がみられる。すなわち、親工場の移転に伴う苦情紛争の顕在化である。次いで、単価の変更、相手親企業の倒産、契約問題、受注計画の不備による等を理由とした苦情紛争の増加が目立っている。

「昭和50年度苦情紛争処理事例集」によると、苦情紛争の理由別発生状況は、従来に比較して、取引途上における支払条件の変更および取引契約をめぐる苦情紛争の急増が目立っている。一方、一般的な代金回収をめぐる苦情紛争や取引関係の変化に伴う苦情紛争は減少している。また、「最近の特徴として、納品時における値引き行為を原因とした苦情紛争や取引相手先企業の倒産による苦情紛争ならびに発注品の受領拒否等を理由とした紛争も現在の不況を背景に表面化しています」と述べている。

昭和51年度は、苦情紛争申し出件数は前年度67件から40件増えて107件になっている。その特徴は、これまでに比較して、相手方企業の倒産に伴うもの、売掛代金の回収に伴うもの、契約をめぐるもの、不良品の処理方法をめぐる苦情紛争等の増加に代表される。さらに、追加発注の取扱いをめぐるもの、納期遅延を理由とした苦情紛争も増加傾向を示している。

昭和52年度の苦情紛争は、取引親企業の倒産による関連苦情相談が他の発生原因に比較して大幅に増加し、全体の25.0%を占め、売掛金の回収16.7%、取引契約にかかわるもの29.8%が比較的高い割合を占め、不良品の処理をめぐる紛争、値引きに対する紛争がこれにつづいている（苦情紛争申し出件数84）。

昭和53年度は、総数82件のうち、代金回収に関する紛争が最も高い割合を占めた（42.7%）さらに、その内訳をみると、その大多数が売掛代金の回収

に伴うものであり、ついで値引きに関するものである。次いで発生割合の高い原因には、取引契約をめぐるもので(29.3%)、契約内容の不備のため発生するものが多く、特に不良品の処理に関するペナルティや買取請求、または予告なしの取引中止等、契約上処理の取決めのない場合に起因していることが多いという。

「昭和53年度苦情紛争処理事例集」では、苦情紛争の具体的事例が紹介されている。

#### 事例1……(不良品の買取請求)

下請企業A社(4人) 親企業B社(3人)

##### <紛争内容>

B社より当初3種類の婦人服縫製加工依頼のあったうち、1種類についてはB社の都合により使用生地材料を変更されたが、3種納入したうち、材料を変更した分のみ製品の規格寸法が若干合わず、納品の買取請求を受けて紛争となった。

##### <問題点>

本件の争点は加工ミスに基づくものか、材料不良に基づくものかの判定に重大な解決のカギがあった。

##### <処理結果>

まず公設の繊維試験機関に使用生地の伸縮率の判定依頼を行い、A・B及び生地販売業者で話し合った結果、三者で負担することとして解決した。

#### 事例2……(納期遅れの処理)

下請企業C社(11人) 親企業D社(20人)

##### <紛争内容>

D社より縫製加工の依頼のあった婦人コートの納期遅れに対して、遅れた日数に応じて20%~50%の加工賃の値引があり紛争となった。

##### <問題点>

D社よりは縫製依頼の際、納期内納入は困難であることをC社より口頭で

申し入れ、暗黙の了承が得られたものと理解して納入したこと。製品納入の際納期遅れを指摘せず、支払いの際に一方的にペナルティを要求し、支払金から差引いている点に問題がある。

<処理結果>

C・D両者で話し合い、ペナルティに関する契約の有無、加工依頼の際の事情、納期遅れによる実害等を加味して両者の負担割合について解決した。

事例3 …… (受領拒否)

下請企業E社(20人) 親企業F社(600人)

<紛争内容>

E社は10年来F社と下請取引を行い計測器部品の納入を行っているが、取引単価については当初の契約金額にて注文書を受け入れ、納入に際して原材料・加工代の値上り分を別途に受け入れていたが、今回の納入に際し、取引単価・納期遅れ等により製品受け入れを拒否され、取引が中止され紛争となった。

<問題点>

従来取引慣行から実際の取引単価と注文書上の単価と異ったまま取引を行い、また納期遅れに対する処理方法について契約上はっきりした取決めがない等問題があり、親企業の生産計画の変更等により問題化した傾向が強い。

<処理結果>

本件は取引中止後数年を経過しており、F社の関係者が配置転換となり、関係資料も十分でないため、公正取引委員会へ処理をあっせんし目下調査中(昭和54年3月時点……筆者)。

事例4 …… (追加工事契約)

下請企業G社(9人) 親企業H社(30人)

<紛争内容>

G社はH社の依頼により公害機器の製造納入を行ったが、一部機械の手直しと同時に設計変更にとまなう追加工事を行ったが、支払時に両者の追加・

手直しに対する意見が対立し紛争となった。

#### ＜問題点＞

本件は納期等の点から一部手直し，追加工事の時点において，両者の契約内容を不明確なまま工事を急いだ点に問題点が生じている。

#### ＜処理結果＞

G社の請求内容について，H社，G社を混じえて協議し，個々の経費について，手直し工事分か，追加工事分かを判別し，両者の納得の行く金額にて妥協をはかった。

以上が昭和53年度の苦情紛争の具体的事例である。

昭和54年度の苦情紛争（113件）の理由別発生状況をみると，前年度と同じく，代金回収に関するものが最も高い（44件，38.9%）。その内訳をみると，売掛代金の回収に伴うものが大多数を占め（31件），ついで値引きに関するもの（13件）となっている。次に発生割合の高いのは，取引契約をめぐるもので（35件，31.0%），とくに不良品の処理方法又は賠償問題をめぐるものが21件と，「最近多発化の傾向がある」と指摘されている。取引関係の変化に伴う紛争としては，相手方倒産にもとづくものが11件と多いが，納期遅れ，受注計画の不備，追加発注の取扱いにかかるもの等紛争原因が多様化している。

昭和55年度は前年度とほぼ同じ傾向であったが，昭和56年度は取引契約をめぐる紛争が最も高い割合を占め（79件，35.7%），それ以前とは様相が一変している。取引契約をめぐる苦情の中では，不良品の処理方法又は賠償問題が42件（19.0%），ついで契約問題をめぐるもの23件（10.4%）となっている。次に，発生割合が高いのは，取引関係の変化に伴うもので，その中には，相手方の倒産によるものが33件（14.9%）と大幅に増加しており，不況の影響が如実に反映されている。代金回収に関する紛争としては，売掛代金の回収に伴うものが37件と前年度とほぼ同数であった。

昭和57年度は取引関係の変化に伴うものが最も高い割合を占め（74件，

表5 苦情・紛争処理の

理由別		年 度		46~50年		51年		52年		53年		54年	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
代関 金 回 収 紛 争	売掛代金の回収に伴うもの	50	19.6	19	17.8	14	16.7	28	34.1	31	27.4		
	下請代金の超過払い問題	1	0.4	1	0.9	0	0	0	0	0	0		
	値引きに関する苦情相談	6	2.4	5	4.7	7	8.3	7	8.5	13	11.5		
	小 計	57	22.4	25	23.4	21	25.0	35	42.7	44	38.9		
支更 払 条 件 の 紛 争	手形サイトの延長による	3	1.2	0	0	1	1.2	2	2.4	0	0		
	現金、手形比率の変更による	8	3.1	1	0.9	0	0	2	2.4	3	2.7		
	単価の変更による	18	7.1	2	1.9	4	4.8	0	0	3	2.7		
	小 計	29	11.4	3	2.8	5	5.9	4	4.8	6	5.3		
取 引 関 係 の 紛 争	納期の遅れによる	10	3.9	9	8.4	5	5.9	5	6.1	5	4.4		
	発注品の跡切による	9	3.5	1	0.9	1	1.2	1	1.2	0	0		
	受注計画の不備によるもの	2	0.8	0	0	0	0	0	0	3	2.7		
	相手方会社の倒産によるもの	19	7.5	19	17.8	21	25.0	8	9.8	11	9.7		
	追加発注の取扱いをめぐるもの	15	5.9	10	9.3	3	3.6	1	1.2	3	2.7		
	納品後の設計変更によるもの	2	0.8	2	1.9	1	1.2	0	0	1	0.9		
	小 計	57	22.4	41	38.3	31	36.9	15	18.3	23	20.4		
取 引 契 約 紛 争	不良品の処理方法又は賠償問題	27	10.6	14	13.1	8	9.5	12	14.6	21	18.6		
	契約問題によるもの	41	16.0	16	14.9	11	13.1	5	6.1	5	4.4		
	下請代金前受(渡)又債権譲渡	2	0.8	0	0	0	0	1	1.2	1	0.9		
	共同経営の経営分離問題	1	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0		
	下請取引に係わる保証金の処理	3	1.2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	発注品の受領拒否	3	1.2	5	4.7	3	3.6	2	2.4	4	3.5		
	予告なしの取引中止	5	2.0	2	1.9	3	3.6	4	4.9	4	3.5		
小 計	82	32.2	37	34.6	25	29.8	24	29.3	35	31.0			
そ の 他 の 苦 情 ・ 紛 争	手形の詐欺	1	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0		
	振興事業計画の作成に係わるもの	1	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一般商取引に関する問題	7	2.7	0	0	1	1.2	2	2.4	3	2.7		
	代金法に係わる立入調査の相談	5	2.0	0	0	0	0	1	1.2	0	0		
	工場移転に関する苦情相談	10	3.9	0	0	0	0	1	1.2	0	0		
	公害問題に係わる苦情相談	1	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0		
	融資に関する苦情相談	1	0.4	1	0.9	0	0	0	0	1	0.9		
	技術的欠陥による不良品発生	4	1.5	0	0	1	1.2	0	0	1	0.9		
小 計	30	11.8	1	0.9	2	2.4	4	4.9	5	4.4			
合 計	255	100	107	100	84	100	82	100	113	100			



理由別件数(東京都)

55年		56年		57年		58年		59年		60年		61年		計	
件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
39	27.1	37	16.7	23	11.9	32	18.7	38	22.6	39	21.1	62	49.2	412	22.3
1	0.7	4	1.8	0	0	0	0	1	0.6	2	1.1	0	0	10	0.5
11	7.6	10	4.5	13	6.7	21	12.3	16	9.5	22	11.9	3	2.4	134	7.3
51	35.4	51	23.1	36	18.7	53	31.0	55	32.7	63	34.1	65	51.6	556	30.1
1	0.7	2	0.9	2	1.0	3	1.8	0	0	2	1.1	1	0.8	17	0.9
3	2.1	0	0	0	0	0	0	2	1.2	4	2.2	0	0	23	1.2
3	2.1	7	3.2	9	4.7	12	7.0	4	2.4	8	4.3	3	2.4	73	4.0
7	4.9	9	4.1	11	5.7	15	8.8	6	3.6	14	7.6	4	3.2	113	6.1
7	4.9	11	5.0	13	6.7	5	2.9	7	4.2	13	7.0	2	1.6	92	5.0
4	2.8	7	3.2	10	5.2	6	3.5	3	1.8	7	3.8	0	0	49	2.7
1	0.7	1	0.5	1	0.5	1	0.6	2	1.2	3	1.6	0	0	14	0.7
19	13.2	33	14.9	40	20.7	27	15.8	33	19.6	26	14.1	13	10.3	269	14.5
8	5.6	11	5.0	9	4.7	8	4.7	6	3.6	0	0	2	1.6	76	4.1
0	0	1	0.5	1	0.5	0	0	0	0	0	0	1	0.8	9	0.5
39	27.1	64	29.0	74	38.3	47	27.5	51	30.4	49	26.5	18	14.3	509	27.5
15	10.4	42	19.0	27	14.0	33	19.3	29	17.3	32	17.3	16	12.7	276	14.9
16	11.1	23	10.4	19	9.8	10	5.8	13	7.7	13	7.0	16	12.7	188	10.2
1	0.7	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0	0	0	6	0.3
0	0	0	0	1	0.5	1	0.6	0	0	0	0	0	0	3	0.2
1	0.7	1	0.5	0	0	1	0.6	0	0	0	0	0	0	6	0.3
3	2.1	9	4.1	6	3.1	2	1.2	2	1.2	3	1.6	4	3.2	46	2.5
4	2.8	4	1.8	3	1.6	3	1.8	6	3.6	3	1.6	2	1.6	43	2.3
40	27.8	79	35.7	56	29.0	50	29.2	51	30.4	51	27.6	38	30.2	568	30.7
1	0.7	4	1.8	1	0.5	0	0	1	0.6	0	0	0	0	8	0.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
2	1.4	9	4.1	9	4.7	4	2.3	4	2.4	5	2.7	1	0.8	47	2.5
0	0	1	0.5	3	1.6	0	0	0	0	1	0.5	0	0	11	0.6
0	0	1	0.5	1	0.5	1	0.6	0	0	0	0	0	0	14	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
1	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	0	0	5	0.3
3	2.1	3	1.4	2	1.0	1	0.6	0	0	1	0.5	0	0	16	0.9
7	4.9	18	8.1	16	8.3	6	3.5	5	3.0	8	4.3	1	0.8	103	5.6
144	100	221	100	193	100	171	100	168	100	185	100	126	100	1849	100

38.3%), その内訳をみると、相手会社の倒産によるものが40件(20.7%)と目立って多く、ついで納期の遅れによるもの13件、発注品の跡切れによるもの10件となっており、不況の影響が表面化していることがうかがえる。次に発注割合が高いのは取引契約をめぐる紛争で、なかでも、不良品の処理方法又は賠償問題が27件と多く、契約問題によるものが19件となっており、契約書の取りかわしなど、契約内容の不備によって生じるものが多くなっている。

昭和58年度は、前年度とはやや異なって、代金回収に関するものが最も高く、その中ででは売掛代金の回収に伴うものが32件(18.7%)と多く、ついで値引きに関する苦情相談21件(12.3%)となっている。次に発生割合の高い原因としては取引契約をめぐる紛争で、不良品の処理方法又は賠償問題が33件と多く(19.3%)、ついで契約問題によるものが10件(5.8%)となっている。

昭和59年度、60年度は58年度とほぼ同じ傾向であるが、60年度は代金回収に関する紛争が増え63件(34.1%)で、最も多くなっている。なかでも、売掛金回収に伴うものが39件(21.1%)、値引きに関する苦情相談22件(11.9%)となっている。ついで発生件数の多いものは取引契約をめぐる紛争で51件(27.6%)、取引関係の変化に伴う紛争49件(26.5%)となっている。

昭和61年度は、苦情紛争処理申し出件数は前年度(185件)より減少し126件であった。その中で理由別にみると、代金回収に関するものが65件(51.6%)で過半数を占め、なかでも売掛金の回収に伴うものが62件と大半を占めている。ついで発生件数の多いものは取引契約をめぐる紛争で38件(30.2%)、取引関係の変化に伴う紛争では18件(14.3%)となっており、取引契約をめぐる紛争の中では不良品の処理方法又は賠償、契約問題によるものが各々16件(12.7%)、発注品の受領拒否4件(3.2%)となっている。また、取引関係の変化に伴う紛争では、相手方会社の倒産によるものが13件(10.2%)、納期の遅れによるもの、追加発注の取扱いをめぐるものが各々2件と

なっている。

東京都の過去16年間の苦情紛争事件の推移を観察すると、①売掛金の回収などの「代金回収に関する紛争」は、絶対値では累年増加しているが、その相対的比重は変動しており、昭和53年、61年が増加している。②下請単価、手形サイト、現金、手形比率の変更など「支払条件の変更に伴う紛争」は全体の1割以上の水準にある。③相手方会社の倒産、納期遅れ、追加発注の取扱いをめぐるものなど「取引条件の変化に伴う紛争」は、全体の3～4割の比重を占め、激しく変動している。これは前述の代金回収に関する紛争と逆相関の関係になっており、昭和53年のように、代金回収にまつわる紛争が増加すると、取引関係の変化に伴う紛争は相対的に低下し、昭和57年のように、取引関係の変化に伴う紛争が増加すると、代金回収に関わる紛争は相対的に低下している。④不良品の処理方法又は賠償問題などの「取引契約をめぐる紛争」は、全体の3割の水準を恒常的に維持し、その水準を毎年若干上下している。⑤工場移転に関する苦情相談、公害問題に関する苦情相談など「その他の苦情紛争」は年々低下してきている。

このように見えてくると、「下請代金法」が、最初から問題にしてきた、代金の回収、支払条件、取引関係にまつわる「古典的紛争」は相変らず継続的に発生しているということがわかる。

## (2) 大阪府下請企業振興協会の苦情紛争処理事例

昭和40年、全国にさきがけて大阪下請企業振興協会が設立された（昭和50年に大阪府下請企業振興協会に名称を変更した）。この協会は、その設立の趣旨書によると、「わが国の複雑な下請構造の中で下請取引における近代的、合理的な分業体制の確立を推進し、下請企業に対する事業活動の機会の増大を図り、その振興に資するとともに、大阪産業の発展に寄与することを目的として」設立されている。昭和40年といえば、下請中小企業法公布の5年前であり、山陽特殊製鋼が会社更生法適用申請をする等不況の年であった。

さて、この協会の事業概要は次の通り。

表6 大阪府下請企業振興会協会の年度別・発生理由別苦情紛争数

理 由	年 度		46	47	48	49	50	51	52	53	54
	区	分									
	件	縫 ち製		ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ
1 手形サイトの延長								1		1	
2 現金手形比率の変更							1 (1)(1)		2		
3 納期の遅れ	3 (1)(1)	1 (1)				2 (1)(1)	1 (1)(1)	4 (1)(1)	3 (4)(3)	2 (2)(1)	3
4 単価の変更	1			2			1 (1)(1)	2 (1)(1)	2	3 (1)	3
5 売掛代金の回収				2 (1)	5	7 (4)(2)	3 (4)(2)	16 (4)(2)	20 (7)(4)	25 (10)(9)	16 (5)(4)
6 発注品の打切					1 (1)(1)		1 (1)(1)		1	2 (1)	
7 不良品の処理方法又は賠償問題	1				1	1	6 (2)(1)	3 (1)(1)	3 (3)(2)	2	5 (1)(1)
8 技術的欠陥による不良品の発生					2 (1)(1)	2 (1)	1	1	1	1 (1)(1)	1
9 受発注計画の不備								3 (1)(1)	3	6 (1)	3 (1)
10 予告なしの取引中止					2	1 (1)		2 (2)	1	2 (1)	2
11 そ の 他				1			1	1	4 (1)		3
年 度 計	5 (1)(1)	1 (1)		5 (1)	11 (2)(2)	13 (7)(3)	19 (6)(5)	33 (10)(5)	41 (15)(9)	44 (17)(11)	37 (8)(5)
累 計	5(1)	10(2)	21(4)	34(11)	53(17)	86(27)	127(42)	171(59)	208(67)		

理 由	年 度											累 計			
	55	56	57	58	59	60	61	ホ		ホ					
1 手形サイトの延長	1		1 (1)										4 (1)		
2 現金手形比率の変更		3	2		2				1				10 (1)		3 (1)
3 納期の遅れ	4 (1)	5 (2)	4 (2)	3	2	3 (2)	1 (1)	5 (1)	4 (1)	3 (1)	6 (2)	5 (2)	48 (19)		33 (15)
4 単価の変更	2	4		3		3		3 (1)	2 (1)	4 (2)	13 (3)	1 (1)	44 (10)		8 (4)
5 売掛代金の回収	23 (9)	12 (6)	9 (7)	20 (3)	4 (1)	14 (3)	4 (2)	19 (5)	11 (3)	14 (2)	5 (1)	9 (5)	229 (66)		101 (46)
6 発注品の打切	1	3 (1)		1							1		11 (4)		2 (2)
7 不良品の処理方法又は賠償問題	9 (6)	7 (5)	4 (1)	8 (1)	3 (1)	9 (1)	5 (1)	5	1	8 (2)	3 (2)	4 (1)	79 (23)		35 (14)
8 技術的欠陥による不良品の発生										1 (1)			10 (4)		3 (2)
9 受発注計画の不備	3 (1)	2		7	1	2 (1)	1	2	1	4	5	1	40 (5)		8 (1)
10 予告なしの取引中止	3	1		1				1		2		7 (3)	25 (7)		2 (1)
11 そ の 他	5 (1)	3	2	3	1	5	1	1	1	1	3		31 (2)		5
年 度 計	51 (18)	24 (11)	45 (13)	21 (10)	11 (5)	38 (7)	12 (3)	37 (7)	19 (5)	37 (8)	11 (4)	21 (10)	531 (142)		200 (86)
累 計	259(85)	304(98)	349(103)	387(110)	424(117)	461(125)	531(142)								

(注) 1 カッコ内は他府県との取引での紛争数。  
2 「ホ」は縫製業。

## (1) 下請取引あっせん事業

受注、発注の紹介とあっせん；広域あっせん；発注企業の開拓；下請取引の適正化の推進；共同受注体制への推進；経営、技術の相談と指導；大阪府金融施策との連携。

## (2) 苦情紛争処理事業

苦情紛争処理；下請取引適正化講習会の開催。

## (3) 調査および情報の提供事業

下請取引あっせん効果分析調査；下請取引条件調査；下請取引動向調査；「協会だより」（広報誌）の発行；受・発注ニュースの提供。

大阪府の協会は昭和40年から下請取引あっせんをおこなってきたが、苦情紛争処理事業を正式に開始したのは「下請振興法」成立後の昭和46年からである。過去16年間の苦情紛争件数は表6に示した。件数は年々増加してきている。とくに第1次石油危機以降、低成長期になると増加してきており、昭和61年度には年間70件にもなっている。苦情紛争数の増加はトラブルの増加とともに、下請振興協会への認識が高くなったことも反映していると思う。この数値には、(1)相談件数と、(2)紛争当事者への事情聴取（調査）と調停件数が含まれており、後者が苦情紛争処理委員会にかけられる。

表6において16年間の苦情紛争件数531を理由別に多い方からみると、①売掛金回収229件（43.1%）、②不良品の処理方法・賠償問題79件（14.9%）、③納期の遅れ48件（9.0%）、④単価の変更44件（8.3%）、⑤受注計画の不備40件（7.5%）の順となっている。

また、下請取引の広域化によって、苦情紛争処理事案も他府県にまたがるものが増えてきている。

大阪府における苦情紛争処理事案の中から典型的な事例を紹介したい。

**事例1（昭和47年度）**

受注企業A社（組立軽作業，21人） 発注企業B社（弱電機組立，50人）

<紛争内容>

B社よりA社にカーテープレコーダのスピーカー組立の依頼があった。加工賃の決定方法として、1ヵ月間400円/H保証ありとのことで、A社は400円×1,395時間=558,000円をB社に請求、発注企業B社は生産高1300台×@70=91,000円しか払えぬとのことで、A社は558,000円回収したい。

#### <処理結果>

2度話し合った結果、時間給225円×1395時間=313,875円で話がつき、B社はA社にすぐに代金を支払い解決した。

#### <問題点>

契約時に加工賃決定方法を取り決め、文書を交換していなかったためである。

#### 事例2 (昭和49年度)

申し出企業(受注企業C社, 瓶金型製造; 従業員4人)

相手企業(発注企業D社, 電動工具製造販売; 従業員103人)

#### <紛争内容>

C社は瓶金型に長年の経験をもっているが、数物シャフトの受注が初めてであり、またNC旋盤購入後、間もないことだったので一抹の不安があった。受注時点では、双方加工技術に関しては信頼していたため十分な打合せのないまま加工を開始した。3月14日第1回の納品(80本)の結果10%の不良品が発生したとD社より連絡があった。不良内容は要求精度1000分の5が100分の2でプラス目ローター部分の振れであった。このため双方打合せを行ない残り267本を3月25日に納品した。4月20日加工代金を集金に行ったら全品不良のため支払は中止された。下請企業C社の希望は「不良品の手直し後、加工代金の支払いを受けること」である。両者話合うも進展せず。

#### <処理経過>

協会は双方の聞き取り調査を行なった後、D社に対し、不良品の手直し後、加工賃を支払うよう依頼し、了解を得た。C社は不良品の手直しをして加工賃の支払を受け、当案件は解決した。

### 事例3 (昭和50年度)

申し出企業 (受注企業E社; 従業員4名)

相手企業 (発注企業F社, 商社; 従業員450名)

#### <紛争内容>

取引は昭和48年4月より開始、製品は自動車に取り付ける排気ガス除去装置部品 (エコノ) の機械加工をF社からG社を経由して受注し、納品をF社の指定する倉庫に納めることであった。当初は注文書による発注が行なわれたが、その後、口頭による注文になった。昭和49年12月、F社より生産ストップの連絡があったが、この時点で既に8,000ケの加工済と5,000ケの素材があった。したがって工場は製品と素材で一杯となり、他の仕事が出来ないためF社と連絡をとったところ「代金はすぐには払えないが、50年5月20日決算だから、その後支払うよう取り計う」とのことで、E社は全素材加工の上納品した。5月になっても支払われる様子がないため協会へ申し出た。下請企業側の希望は売掛金 (790,740円) の早期回収である。

#### <処理経過>

協会はE社、F社を調査したところ、両社に見解の違いがあることがわかった。それは次の2点である。

##### ①発注について

E社……加工ストップの依頼があったが、当製品は将来性があるため加工を先行しておいてもよいというF社の話であった。

F社……発注はストップする旨連絡をした。E社が加工継続を希望したため、すぐには代金を支払えないことを連絡した。

##### ②納品について

E社……納品伝票を受取っている。

F社……これは預り品である。

#### <問題点>

これは不公正な取引 (支払の延期) に関する問題であるが、口頭での受発注



に原因がある。F社側の支払中止の原因は米国のマスクー法の2年延長によって排気ガス除去装置部品「エコン」の売行不振のためである。その後米国市場の売行が明るくなってきたのと、協会のF社への説得で解決。

事例4 (昭和52年度)

申し出企業 (受注企業M社, 製缶加工及び現場据付; 3名)

相手企業 (発注企業L社, 製缶加工及機械加工; 25名)

<紛争内容>

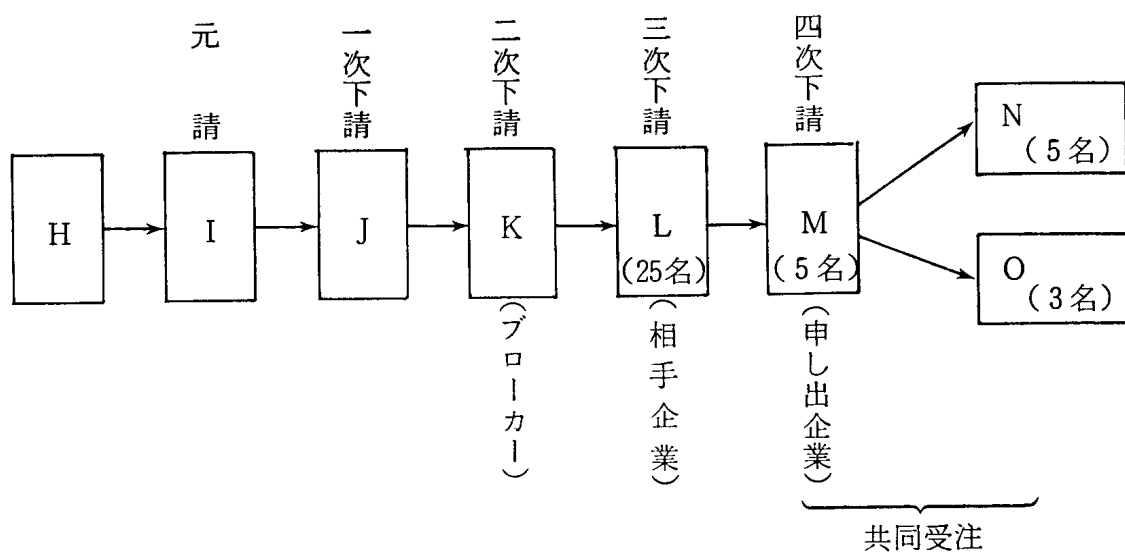
両社の取引年数は12年。M社はL社より水処理プラント設備製作及取付工事を52年8月8日に受注した。納期は10月6日試運転引渡し, 取引金額241万円 (約130万円は有償支給材料代を含む)。発注ルートは多段階である。したがってこの紛争は3次下請と4次下請との間の関係である。

紛争内容は, 工事完了時点で使用材料, 作業工数が追加作業等により見積内容と大幅な相違 (220万円) が生じたため, 相手企業と折衝したが進展せず協会への申し出となった。

<処理経過>

協会は申し出内容を検討した結果, 元請 (I社) を訪問し, 当工事の実施

図4 事例4の発注ルート



状況の説明を受けるとともに、当事案の解決への協力を依頼した。元請のI社は関係者を集め調整に入った。その結果2,212,141円の追加請求に対し、2次下請のK社が1,368,000円を現金にて支払い、解決した。

<問題点>

当初の見積りがあまかったこと。申し出企業M社は追加作業について作業途上でも発注者に打診（請求）すべきであった。

事例5 （昭和60年度）

申し出企業（受注企業P社；プレス加工，従業員14名）

相手企業（発注企業Q社；プリント基盤製造，従業員170名）

<紛争内容>

両社の取引は15年である。申し出企業は昭和60年11月に相手企業から取引条件変更に関する書面を受け取ったが、その内容の一部について不満な項目がある（不良品の発生に対しては営業単価にて値引）。

<処理経過>

申し出企業P社に対する実情調査をしたところ、①60年10月に相手企業にて外注連絡会議があり、その結果が書面にて通知された、②多品種小ロットのプレス加工を受注（売上額は400～500万円／月）、③「営業単価」とは10工程分の「加工賃＋材料費＋見込利益」（プレスは7工程目）、④今までの不良品発生による値引は月平均5万円位で、外注工場の中では成績の良い方である、等であったので、申し出企業に対し「営業単価」での不良品に対する値引きは「下請代金法」に抵触するおそれがあることを説明。相手企業Q社に対し実情調査をしたところ、①申し出企業のいい分の「営業単価」は「加工賃＋材料費」までで見込利益は含んでいないとのこと、②基板の小型、高密度化、取引の短納期化が進んでおり、東京方面のメーカーとも厳しい原価低減競争を強いられている、③「下請代金法」に定められた親事業所の禁止事項に抵触しないよう努力している、とのことであった。

以上の調査にもとづき、申し出企業P社にその旨連絡すると、厳しい現状

でも親企業のみがもうけていると判断しており、不信感を持っているものの納得し、当事案は解決した。

#### <問題点>

取引条件の変更を文書で交換しているため争点が明確であった。「下請代金法」の周知徹底に下請振興協会が貢献していることを示す例である。

以上昭和47年から61年までの苦情紛争処理事案の中から、筆者の苦情紛争処理委員としての経験により、典型的な事例のいくつかを選び出した。さらに多くの典型を示したかったが紙幅の関係で割愛せざるをえなかった。

最近の日本産業の知識集約化、情報化を反映して、検査基準の厳密化による不良品の判定処理をめぐるトラブルも目立つ。また産業の国際化を反映した事例も現われている（事例3のアメリカのマスクー法の影響）。

大阪では、下請性の強い3大業種は、機械加工、プラスチック成型、縫製業であるが、表6では縫製業だけ別出した。縫製業は他の産業に比べて取引慣行が遅れており、口頭による注文のため納品後の支払条件のトラブルが絶えないし、下請業者の納期遅れによるトラブルも少なくない。

以上、下請取引の多い大都市圏での下請企業振興協会の活動の中から、苦情紛争処理を見てきた。公益法人である協会の活動は先述の通り、①取引のあっせん、②取引に関する苦情紛争の処理、③各種の情報の収集・提供、④経営・技術・金融の相談指導であり、苦情紛争処理は4本柱の1つにすぎない。しかも苦情紛争処理は、あくまでも下請取引の円滑化・適正化、さらには下請中小企業の自立化を援助するための諸方策の一環である。

下請取引のあっせん業務についても、独自技術をもつ中小企業は協会を経由せずに発注者を選んでいる。男女関係にたとえれば恋愛結婚である。協会のあっせん業務は見合結婚をめざす「結婚相談所」である。苦情紛争処理は見合結婚後のトラブルの相談と調停である。

東京、大阪の事例にも見られるように、零細企業同志の紛争も少なくない。

第3次下請対第4次下請の紛争というように、公正取引委員会事務局の守備範囲に入らない事案が下請企業振興協会へ持込まれている。その意味で、地方自治体の全面支援による協会の存在の意義は大きいといわざるをえない。

### おわりに

日本産業における下請取引の適正化のための法制、すなわち「下請代金法」と「下請振興法」の概要と、公正取引委員会および下請企業振興協会の下請問題についての取組みの実態を歴史的にみてきた。

公正取引委員会も下請企業振興協会も「取引の継続性」に留意しながら法の運用をおこなっていることがわかる。

例えば、公正取引委員会事務局が昭和62年2月にまとめた『下請法マニュアル<改訂版>』（「親事業者の遵守事項に関する新運用基準」の解説）にしても歯切れが悪い部分が少なくない。すなわち、「下請代金法」の逐条解説がQ&A方式でなされているが、イエス、ノーがはっきりしない解説がある。それは、「下請代金法」の運用面で、公正取引委員会は規制するのみではなく、親企業を下請企業との「取引の継続性」を期待しているからであろう。

下請企業振興協会の苦情紛争処理においても、「取引の継続性」を重視し、調停あっせんや相談をおこなっている。これも日本の特殊性といえるかもしれない。

最近の下請制論議において、「これまでの下請制論は下請関係の暗い面だけを強調するきらいがあった」とい指摘が少なくない。しかし、現実の「下請代金法」違反事件や下請企業振興協会の苦情紛争事例に見られるように、日本の産業組織と取引慣行においては、いまだに「近代」以前のもので残っており、再生産されている。否、これこそが「近代的」なものかもしれない。大企業相互の激しい競争の結果が取引交渉力の弱い中小企業者へしわ寄せさせるというシステムは30年前から、あまり改善されていない。

また、下請制論との関連で考えるならば、本稿で取り上げられた実態的側面は、契約書の文面や下請関係のヒアリングのみでは把握できない局面である。下請取引形態論や加工賃水準決定論において、取引交渉力の強弱の問題、親企業と下請企業のリスク・マネジメントの問題としても、それぞれの理論的枠組みの中へ入れられるべき課題であろう。

〔勝部元社会学部教授の退任記念号に参加させていただくにあたり、勝部教授に謝辞を述べさせていただく。勝部教授は1959年の本学の開学以来、共同研究体制の推進者であった。現在の共同研究プロジェクトの原型ともいふべき「国際関係研究室」の開設も勝部教授の発議によるものである。また、20数年前、勝部教授、柳田侃教授と私の3人での現代日本資本主義に関する共同執筆論文と書き上げるための定例研究会も、今となってはたのしい思い出である。勝部教授の学問上の御指導に対してあらためて感謝の意を表します。〕